

令和7年6月定例会 総務委員会（事前）

令和7年6月9日（月）

〔委員会の概要 知事戦略局・企画総務部関係〕

出席委員

委員長	古野	司
副委員長	岡本	富治
委員	福山	博史
委員	眞貝	浩司
委員	立川	了大
委員	庄野	昌彦
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉
委員	達田	良子

議会事務局

議事課長	郡	公美
議事課課長補佐	小泉	尚美
政策調査課係長	吉田	寛子

説明者職氏名

〔知事戦略局〕

局長	吉岡 健次
プロジェクト統括監	木野内 敦
政策統括監	阿部 順次
次長	大岡 士郎
秘書室長	一ノ宮哲也
外事室長	藤川 忠大
政策推進室長	高木 和久

〔企画総務部〕

部長	佐藤 泰司
広域行政担当部長	島田 浩寿
副部長	高崎 美穂
参事	横田 勤
次長（財政課長事務取扱）	布施 貴史
政策企画課長	内海はやと
法制監察課長	森本 伸一
人事課長	小山 高弘
自治研修センター所長	倉橋 文代

職員厚生課長	山名由起子
総務事務管理課長	宮井 陽子
管財課長	千崎 幸代
税務課長	小林 昭仁
市町村課長	林 耕治
地域連携課長	平畠 充祐
情報政策課長	檜葉 圭司
情報政策課行政DX推進室長	西森 修
統計課長	福田 善仁

〔南部総合県民局〕

副局長	賀原 一徳
-----	-------

〔西部総合県民局〕

副局長	出口 修
-----	------

〔出納局〕

会計管理者（出納局長兼務）	森 琢真
副局長（会計課長事務取扱）	大久保 彰
公共入札検査課長	鈴江 和好
公共入札検査課公共入札担当課長	吉田 秀昭

【提出予定議案等】（提出予定議案、補正予算案の概要、説明資料）

- 議案第1号 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- 議案第4号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第5号 職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 報告第2号 令和6年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第10号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 県都魅力度アップ推進ワーキンググループの開催状況について（資料1）
- 徳島県とタイ・プーケット県との交流の推進を目的とする覚書の締結について

- 徳島県職員人材育成・確保基本方針及び県庁の働き方改革について
(資料2-1、資料2-2、資料2-3)
 - 指定管理者制度の見直しについて（資料3）
-

古野司委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時05分）

これより知事戦略局・企画総務部関係の調査を行います。

この際、知事戦略局・企画総務部関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

今年度、当委員会においては、議案の説明等は着座のままでなされますよう、よろしくお願いいたします。

佐藤企画総務部長

それでは、6月県議会定例会に提出を予定しております案件につきまして、令和7年6月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案13件及び報告13件であります。

その内訳は、予算案が第1号の1件、条例案が第2号から第11号までの10件、契約議案が第12号から第13号までの2件、報告につきましては、第1号から第13号までの13件となっております。

このうち、知事戦略局・企画総務部・出納局所管分は、予算案が第1号の1件、条例案が第2号から第7号までの6件、報告につきましては第2号及び第10号の2件でございます。

それぞれの詳細につきましては、後ほど別の資料にて御説明いたします。

なお、現時点における追加提出予定案件といたしましては、教育委員会委員、人事委員会委員及び公安委員会委員の任期満了に伴う人事案件について、閉会日に提出させていただきたいと考えております。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。

まず、第1号の予算案につきましては、お手元の令和7年度6月補正予算案の概要を御覧いただきたいと思います。

1ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、1、編成方針に記載のとおり、未来に引き継げる徳島の実現に向け、高まる災害リスク等を踏まえた公共事業予算の前倒し計上をはじめとする防災・減災対策の推進や、国際的、魅力的な地域づくりなど、喫緊の課題に迅速に対応するため編成いたしました。

一つ目は、（1）安心度UPとして、市町村が行う水道施設の耐震化や下水道接続、合併処理浄化槽への転換による汚水処理体制構築への支援、県民の生命・財産・暮らしを守るインフラ整備など、防災・減災対策の推進、グローバル人材の育成強化や幼児教育の質の向上に向けた広域連携モデルの構築など、教育環境の充実に取り組みます。

二つ目は、（2）魅力度UPとして、インバウンド増加を見据えた県内観光関連事業者

の多言語対応等への支援や万博レガシーの継承、防災機能も備えたスポーツ施設の整備など、国際的、魅力的な地域づくり、県内中小企業者等における労働者ニーズを踏まえた就業規則改正への支援など、人材確保対策の推進に取り組みます。

三つ目は、（３）米国の関税政策への対応として、特別相談窓口やアンケートで寄せられた事業者の声を踏まえ、融資制度の改正により、県内事業者の円滑な資金繰りを支援してまいります。

２、一般会計補正後予算規模に記載のとおり、補正予算の規模は66億1,806万2,000円となっております。

２ページを御覧ください。

上段（１）に記載のとおり、今回の補正については、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、繰越金及び県債におきまして、歳入の補正額を計上いたしております。

また、下段（２）に記載のとおり、歳出につきましては、総務費から土木費及び教育費におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、３ページに記載のとおりでございます。

提出予定案件の全体状況につきましては以上でございます。

続きまして、総務委員会説明資料により、知事戦略局・企画総務部・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

３ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、表の一番下に記載のとおり、補正前の限度額が457億800万円、補正後の限度額が481億5,700万円であり、24億4,900万円の補正をお願いするものでございます。

４ページを御覧ください。

その他の議案等といたしまして、条例案が６件ございます。

①職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員について、仕事と育児との両立支援制度等の利用に関する職員の意向確認等の措置が講ぜられることに鑑み、本県の職員についても所要の措置を講ずるものであります。

②職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、地方公務員について、現行の１日につき２時間を超えない範囲内での部分休業に加え、１年につき条例で定める時間を超えない範囲内での部分休業を職員が選択して請求することが可能となったことに伴い、当該時間を定める等の改正を行うものであります。

５ページを御覧ください。

③徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、土地改良法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

６ページを御覧ください。

④職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の旅費制度の見直し状況などを踏まえ、交通費を実態に即したきめ細やかな額とすることなどに伴い、所要の改正を行うものであります。

７ページを御覧ください。

⑤地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地域経済牽引事業の促進による地

域の成長発展の基盤強化に関する法律の省令が一部改正されたことに鑑み、県税の課税免除の要件について所要の整備を行うものであります。

⑥徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに鑑み、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるとともに、公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

9ページを御覧ください。

（2）令和6年度繰越明許費繰越計算書についてでございますが、冒頭で御説明いたしましたとおり、去る2月定例会で御承認いただきました繰越明許費につきましては、その後の事業進捗に努めました結果、表の左から4番目、翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり7,656万8,000円に確定いたしました。

その内訳といたしまして課名と事業名を記載しております。

今後とも事業の適切な執行に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

10ページを御覧ください。

（3）専決処分 of 報告についてでございます。

職員の交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分についてでございます。

この度、県有車両による交通事故につきまして、14件の和解が成立し、専決処分を行いましたので、その概要を御説明いたします。

1件目は、美馬市在住の方と賠償金6万158円で和解したもので、令和5年9月19日に、赤信号で停車中の相手車両に後部から接触したものでございます。

2件目と3件目は、同一事故によるもので、令和5年9月27日に、赤信号で停車中の相手車両に後部から玉突き衝突したものであり、徳島市在住の方と賠償金158万6,771円で、同じく徳島市在住の方と賠償金105万4,530円で和解したものでございます。

4件目は、吉野川市在住の方と賠償金31万3,745円で和解したもので、令和5年11月28日に、脇道から県道に合流しようとした際、走行中の相手車両に接触したものでございます。

5件目は、美波町所在の法人と賠償金40万3,700円で和解したもので、令和6年5月20日に、同法人が所管するガードレールに接触したものでございます。

6件目は、大阪市在住の方と賠償金16万5,000円で和解したもので、令和6年5月29日に、走行中に車線変更した際、相手車両に接触したものでございます。

続いて、11ページを御覧ください。

7件目は、藍住町在住の方と賠償金39万2,000円で和解したもので、令和6年7月18日に、道路を横切る際、右から直進してきた相手車両に接触したものでございます。

8件目は、北島町在住の方と賠償金15万5,500円で和解したもので、令和6年7月22日に、駐車場にてバックした際、隣に駐車中の相手車両に接触したものでございます。

9件目は、美馬市在住の方と賠償金17万6,669円で和解したもので、令和6年8月26日に、こちらも駐車場にてバックした際、侵入してきた相手車両に接触したものでございま

す。

10件目は、阿南市在住の方と賠償金8万4,491円で和解したもので、令和6年12月13日に、停車した相手車両とすれ違った際、ドアミラーが相手車両に接触したものでございます。

11件目は、徳島市在住の方と賠償金22万6,000円で和解したもので、令和6年12月24日に、駐車場にてドアを開けた際、隣に駐車中の相手車両に接触したものでございます。

12件目は、高松市在住の方と賠償金34万5,000円で和解したもので、令和7年1月16日に、こちらも駐車場にてドアを開けた際、隣に駐車中の相手車両に接触したものでございます。

13件目は、徳島市在住の方と賠償金6万2,300円で和解したもので、令和7年2月14日に、こちらも駐車場にてドアを開けた際に、隣に駐車中の相手車両に接触したものでございます。

14件目は、藍住町在住の方と賠償金16万8,250円で和解したもので、令和7年3月5日に、対向車を避けるためバックした際、後方に停車中の相手車両に接触したものでございます。

このように、安全確認を徹底していれば防ぐことができたものが大半であり、これまで機会あるごとに注意喚起を行ってまいりましたが、こうした不注意による交通事故の増加を受け、改めて上司からの出張時の声掛けや、同乗者の誘導等の注意喚起、また事故を起こした職員への個別面談の実施について、各所属に対し要請したところです。

引き続き、交通事故を起こさない組織づくりに全庁挙げてしっかりと取り組んでまいります。

以上で提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

吉岡知事戦略局長

続きまして、知事戦略局から、2点御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

県都魅力度アップ推進ワーキンググループの開催状況についてでございます。

去る5月26日に第4回会議を開催いたしましたので、その概要を御報告いたします。

1、会議の概要についてですが、5月26日10時30分から、県庁において、県からは村上副知事ほか、市からは瀬尾第二副市長ほか、計18名が出席し、アリーナ、県都のまちづくりによる徳島の未来創生基金、中央卸売市場、ウォークアブルなまちづくりという四つの議題について、県市の担当者が協議いたしました。

主な協議内容を御報告いたします。

2、協議内容を御覧ください。

まず1点目のアリーナについて、県の担当者より、昨年度取りまとめた目指すべきアリーナ像を共有した上で、駅北エリアと徳島東工業高校跡地の2か所を候補地としていることを御説明申し上げました。

徳島市の担当者から、駅北でアリーナを進める場合は、市立体育館の移転が必要である旨説明があり、その場合であれば、アリーナの着工までには最速でも8年程度の時間を要することを確認いたしました。

その上で、副市長から、徳島市としては非常に有益な施設であることから、どちらの候補地で進めることとなっても、できる限りの協力はしたいとの見解が示されました。

次に、2点目の県都のまちづくりによる徳島の未来創生基金では、基金を活用した支援の対象事業について、まずは徳島市において事業計画を策定することを両者で確認いたしました。

その上で、徳島市にとって使いやすい制度設計となるよう、支援の詳細なスキームについて担当部局間で引き続き協議を行うことを確認いたしました。

3点目の中央卸売市場では、徳島市の担当者から、令和元年度に市が策定した新市場整備基本構想について説明があり、現在の市場が抱える課題について県市両者で共有いたしました。

その上で、今後、担当部局間における協議の場を設け、新たな市場の機能、整備の在り方について議論を行うことを両者で確認いたしました。

最後に、4点目のウォーカブルなまちづくりでは、県の担当者より、今年度、県が徳島市中心部において実施予定のウォーカブルなまちづくりに関連する事業について説明いたしました。

市の担当者からは、市としても重要な取組であるとの受け止めが示され、今後、担当部局間で連携、協力していくことを確認いたしました。

続きまして、資料はお配りしておりませんが、徳島県とタイのプーケット県との交流の推進を目的とする覚書の締結について、御報告させていただきます。

去る5月12日から14日までの間、タイのプーケット県知事、ソポン・スワンナラット知事を代表とする訪問団が来県され、13日に両県知事の間で、交流の推進を目的とする覚書を締結いたしました。

覚書には、経済、文化、防災など様々な分野で相互に協力するとしており、今後、プーケット県との連携を強化し、両県の更なる発展へとつなげてまいります。

知事戦略局関係の報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

佐藤企画総務部長

続きまして、企画総務部から2点御報告申し上げます。

まず1点目が、徳島県職員人材育成・確保基本方針及び県庁の働き方改革についてでございます。

徳島県職員人材育成・確保基本方針について、資料2-1、資料2-2の2種類を掲載させていただいておりますが、本日は資料2-1、基本方針の概要により御説明申し上げます。

方針策定の趣旨にございますとおり、本県においては、今後15年でボリューム層を占める50歳代の職員が定年を迎えるとともに、少子化による若年人口の減少等により、採用環境が更に厳しくなることが懸念されております。

このような中、国において、地方公共団体における人材育成や人材確保、職場環境の整備等を総合的に図る観点から、人材育成・確保基本方針策定指針が策定されたことを踏まえ、未来の県行政を支える人材の育成、確保に向け、体系的かつ効果的な取組を推進する

ため、徳島県職員人材育成・確保基本方針を策定したものでございます。

基本方針では、目指す職員像といたしまして、①変革ファーストで新次元の政策実現にチャレンジする職員、②ユーザー視点で県民主役、県民目線、現場主義を徹底する職員、③様々な主体との幅広い連携や協働に取り組む職員の三つを掲げ、人材育成、人材確保、職場環境の整備、DX人材の育成・確保の四つの視点から各種取組を推進してまいります。

なお、資料2-2として、人材育成・確保基本方針の全文を掲載させていただいておりますので、適宜御参照いただければと思います。

また、これに関連いたしまして、県庁の働き方改革について、資料2-3により御説明申し上げます。

本県では、公務能率や行政サービスの向上はもとより、職員のライフ・ワーク・バランスの確保や、意欲を持って職務に従事できる職場環境づくりに向けた働き方改革の取組を推進しており、この度、万代庁舎のWi-Fi化による業務のスマート化、11階食堂をはじめとしたコミュニケーションスペースの整備、テレワークの拡大や更なる勤務時間柔軟化の試行、服装及び名札の柔軟化など、直近の取組概要について取りまとめを行うとともに、取組の浸透に向けては、管理職を含めた庁内全体での理解も不可欠であることから、全職員に向けた周知を行うこととしたものでございます。

引き続き、本県の将来を見据えた持続可能な組織運営体制の構築に向け、魅力ある職場環境づくりと人材育成、人材確保に全庁一丸となり、取り組んでまいります。

次に、資料3を御覧ください。

指定管理者制度の見直しについてでございます。

本県の指定管理者制度につきましては、平成18年の制度導入以来、各施設において民間事業者などのノウハウや特性を生かした管理運営が図られてきた一方で、これまでの県議会、さらには令和6年度の包括外部監査においても、指定管理者の固定化や県のチェック体制など、多くの御指摘を頂いているところでございます。

こうした現状も踏まえ、現在、指定管理者制度に係る全庁での抜本的見直しを進めており、5月13日には各指定管理施設及び制度運用の在り方見直しを一体的に推進する、上田政策監を座長とした第1回指定管理者制度見直し検討会議を開催し、検討状況の部局間共有と、今後の更なる見直しに向けた活発な議論を行ったところでございます。

なお、今年度末に更新を予定しております12施設群につきましては、この夏の公募手続に向けた集中的な見直し検討を早急に進めるとともに、公募に当たりましては、これまでの御指摘や検討結果も踏まえ、競争性の確保を図るとともに、施設の特性に応じてノウハウを有する県外企業等の参入を促進するため、応募者の資格要件について、従前のとおり、県内に主たる事務所を置く法人等を原則としつつ、県外企業が県内企業と共同して応募する場合においては、県内企業が主たる役割を担うこととしてきた要件について撤廃することとさせていただいております。

今後のスケジュールでございますが、9月頃をめどに、仮称ではありますが、制度運用に係る改革パッケージと全35施設群の見直し方針を取りまとめる予定としており、あわせて、チェック体制の強化に向け、専門家を含めた第三者組織の設置を検討してまいります。

また、今年度末更新施設については、7月の公募開始後、外部委員等による審査、選定手続などを行い、11月定例会において、指定管理者の指定議案の提出を予定しております。

この度の見直しに係る取りまとめ結果については、改めて本委員会においても、御報告させていただきたいと考えております。

指定管理者制度の見直しを、県行政における透明性向上や施設価値の向上、ひいては県民生活、県民サービスの向上につなげていくため、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

企画総務部関係の報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

古野司委員長

次に、関西広域連合議会議員の福山委員から、関西広域連合議会の活動状況について報告を受けたいと思います。

【報告事項】

○ 関西広域連合議会について

福山博史委員

関西広域連合議会における審議の結果等については、総務委員会で報告する例になっておりますので、私から前回の報告以降に行われた事項について、概要を申し上げます。

去る3月1日に、大阪市において3月定例会が開催されました。

議員から、関西広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件、関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件の2件の議案、広域連合長から、令和7年度関西広域連合一般会計予算の件など計8件の議案がそれぞれ提出され、全て原案どおり可決されました。

そのほか、一般質問が行われ、本県からは岡本議員が質問を行い、大阪・関西万博の更なる機運醸成への取組について、万博の開催に伴って増加する感染症リスクへの対応について、万博に来場するインバウンド客の関西各地への周遊促進について、国難レベルの大規模災害を迎え撃つための防災力の充実強化について、この4点に関して理事者の見解をただしたところであります。

そのほか、議員からは、人口減少社会に対する関西広域連合の対応について、関西広域連合の今後の在り方についてなどの質問がなされました。

報告は以上であります。

古野司委員長

関連して、理事者において説明又は報告すべき事項があればこれを受けたいと思います。

【報告事項】

○ 関西広域連合委員会について（資料4）

島田広域行政担当部長

ただいま福山委員から、関西広域連合議会について御報告いただきましたので、私から

は、関西広域連合委員会に関しまして、御報告をさせていただきます。

資料4を御覧ください。

令和7年2月定例会での御報告後に開催された計3回の委員会における主な協議事項につきまして、御説明させていただきます。

まず、3月1日に開催されました第175回関西広域連合委員会での協議内容についてでございます。

1ページを御覧ください。

大阪・関西万博関西パビリオンの取組状況についてでございます。

関西パビリオンの多目的エリア催事について、各府県から取組説明を行いました。

本県では、7月にSUPやカヤックなどのウォーターアクティビティの疑似体験や市町村のお薦めグルメも楽しめるイベントを実施するほか、10月には、県内の若者によるプレゼンテーションや万博国際交流に関わる県内自治体の子供たちが交流活動や地域の魅力を発信するイベントを予定しております。

次に7ページをお願いします。

4月24日に開催されました第176回関西広域連合委員会において、令和8年度国の施策・予算に対する提案の実施について協議を行いました。

関西広域連合では、分権型社会の実現や関西における広域的な課題解決等を目的といたしまして、毎年春と秋に、国に対し提案活動を実施しております。

今年春に行う提案につきましては、提案内容に、中小企業の持続的な賃金引上げに向けた支援や人材確保への支援など新たな項目を盛り込み、国に対し、早期に提案活動を行うことが決定され、去る5月26日に、各省庁に対し提案を行ったところでございます。

次に35ページをお願いします。

5月29日に開催されました第177回関西広域連合委員会において、ワールドマスタースゲームズ2027関西大会の開催に向け、競技運営や広報活動の方針等の協議を行いました。

開幕を2年後に控え、広報活動をはじめ、開催準備を本格化していくことを確認しました。

関西広域連合委員会に関する御報告は以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

古野司委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

福山博史委員

職員の旅費に関する条例の一部改正案についてお伺いいたします。

職員の旅費条例の改正については昨年11月議会で質問をさせていただき、先般2月議会において、宿泊費を支給するための条例改正を行ったところと承知しております。

今回、2月議会に引き続きの条例改正案が提出されておりますが、改めて本定例会に条例改正案を提出するに至った経緯や条例改正案の内容について、お伺いいたします。

小山人事課長

ただいま福山委員から、職員の旅費に関する条例の改正案について、改正に至った経緯と条例改正案の内容について御質問を頂いております。

まず、2月議会に引き続き、条例改正案を提出するに至った経緯につきましては、国において昨年5月に国家公務員等の旅費に関する法律（旅費法）の一部改正が公布され、本年4月から旅費制度の大幅な見直しが行われたところでございます。

県としては、昨年の改正旅費法の公布後、対応を検討するために旅費制度やシステムを所管する関係課において議論を重ねた結果、まずは価格が高騰している宿泊費について、職員が安心して公務出張できるように、令和7年2月定例会において条例改正案を提出いたしまして、宿泊費の上限付実費支給などについて議決いただき、本年4月から施行させていただいているところでございます。

一方で、国の改正旅費法につきましては、宿泊費の実費支給以外にも多岐にわたって改正を行っていることから、引き続き検討を重ねまして、国のみならず他県の状況なども調査させていただいた結果、本定例会に改めて旅費条例の改正案を提出させていただくこととしたものです。

改正内容の主なものとしましては、国や他県の状況なども踏まえまして、条例に規定する定額との乖離の解消を図るために赴任旅費を実費支給とすることや、旅行実態に即したきめ細やかな旅費算定を導入することに伴いまして、出張先における同一地域内の交通費として支給しておりました旅行雑費を廃止すること、その他旅行料金体系の多様化への対応や規定整備の観点から、いわゆるパック旅行について支給する包括宿泊費の新設などを行うこととしております。

なお、本条例改正案の施行日としましては、システムの改修や制度の周知に要する時間も踏まえまして、令和8年4月1日としたいと考えております。

福山博史委員

宿泊費の実費支給は4月から実施しているが、さらに交通費や赴任旅費についてもより実態に即した形にしていくために、引き続き旅費制度の見直しに取り組まれるものと認識しました。

ただいまの条例改正案の説明の中で、旅行雑費を廃止するとの話がありました。物価高騰の中、旅行雑費を廃止すると職員負担が生じるなどということにはならないのでしょうか。その点について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

小山人事課長

ただいま福山委員から、旅行雑費の廃止についての御質問を頂きました。

旅行雑費につきましては、出張先における同一地域内の現地交通費として、1日当たりの定額により支給しておりまして、公共交通機関を利用し県外に出張した場合は日額1,400円、県内に出張した場合は日額300円を支給してまいりました。

この度、旅行実態に即したきめ細やかな旅費算定方法を導入しまして、用務地等の最寄りの駅までの交通費を支給することができるようになることから、出張先における同一地

域内の現地交通費として支給しておりました旅行雑費につきましては、その役割を終えるものと考えております。

また、国におきましても現地交通費などに充てる費用として、これまで本県の旅行雑費に相当する日当を定額支給しておりましたが、全行程の実費を計算支給しているなどの理由によりまして、今年度から廃止しております。

また、香川県や高知県などの他県につきましても同様の費用を廃止するなど、見直しが進んでいるところでございます。

こうしたことから、旅行雑費の廃止により職員負担が生じることはないものと認識しておりますが、今後とも旅行実態を丁寧に把握いたしまして、公務出張による職員負担が生じないように努めてまいります。

福山博史委員

これからは実費相当の交通費を支給するため、定額の現地交通費である旅行雑費については支給する必要がなくなるということですね。よく分かりました。

この関連でもう1点伺いたいいたします。公務出張で職員負担が生じないよう、旅費をきめ細やかに支給することはもちろん良いことだとは思いますが、その分、職員の手間が生じることはないのでしょうか。

今後、新たな旅費システムを開発していくという話もありますが、職員の事務負担の軽減につながるかどうか、伺いたいいたします。

西森情報政策課行政DX推進室長

ただいま福山委員から、旅費制度の見直しに伴う職員の事務負担の軽減につきまして御質問を頂いたところです。

これまでの旅費計算におきましては、旧来型のシステムを用いていたことや制度運用が複雑であったことなどによりまして、手処理、手計算を行う事例が相当数発生するなど、旅費支給を担う職員を中心に一定の事務負担が生じていたところでございます。

そこで、この度開発を予定しております新たな旅費システムにおきましては、旅費の算出方法が実費相当となる機を捉えまして、ウェブで提供されております民間の経路検索サービス等を活用することで、出発地と用務地を入力すれば適切な出張経路候補を提示いたしまして、旅費を入力時に算出するとともに、入力画面のユーザーインターフェースにも配慮するなど、旅費事務の効率化と職員の利便性向上につながる仕様にしたいと考えているところでございます。

今後とも画面設計等、システム開発の主要フェーズにおきまして、システムを利用する職員、旅費支給を担当する職員、双方から意見を丁寧に伺いまして、分かりやすく使いやすいシステム構築に努めますとともに、制度ありき、システムありきというようなことに陥らないように制度所管課と緊密に連携するなど、デジタル技術を活用した変革DXを推進いたしまして、職員の負担軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

福山博史委員

4月から実施している宿泊費の支給にとどまらず、前向きに更なる制度の見直しやDX

による事務効率化に着手していくことは、働き方改革につながることはもちろん、人材確保の観点からも大変有益であると考えております。引き続き、社会経済情勢の変化などを踏まえた不断の見直しをお願いいたします。

旅費条例の関連で、もう1点お伺いいたします。

2月議会の本委員会の閉会挨拶の中で、私から公務出張に合わせて先進的な取組の情報収集に着手するなど、柔軟な対応ができるよう時代に合ったルール、制度の在り方について検討をお願いしたところです。

その後の検討状況について、進捗などございましたら教えてください。

小山人事課長

ただいま福山委員から、2月議会で御提案いただいた件につきまして御質問を頂いております。

2月の本委員会閉会后、他県の状況なども調査いたしまして制度の検討を行った結果、公務出張先での私費による延泊、延長で泊まることですが、ゆとり延泊と名付けまして、今月から運用を開始したところでございます。

ゆとり延泊の制度概要としましては、公務に支障のない範囲の中で、公務出張の前後にある週休日等におきまして、現地での先進地視察や体験学習はもとより、出張先に住む家族や友人などとの交流を図ることができるよう、出張先での私費による延泊を認めるものになります。

ゆとり延泊の実施によりまして、公務出張の機会を活用し、自己研さんや人脈の拡大を図ることは職員の知見を広げ、効果的な政策形成につながることはもとより、ライフ・ワーク・バランスの向上による魅力ある職場環境づくりの推進や人材確保にもつながるものと考えておりまして、職員の間での適正な利用が進みますよう制度の趣旨、目的について周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

福山博史委員

県職員の皆さんが庁舎の外に足を運び、それぞれの知見を広げていただくことは大変重要であると考えておりますし、働きやすい職場環境にしていくという点でも、こういった施策は有効ではないかと考えております。

今後も前例にとらわれることなく、様々な施策に果敢にチャレンジしていただくことをお願いして、この質問を終わります。

次に、先ほど指定管理者制度の見直しについて御報告があり、包括外部監査における指摘なども踏まえた抜本的な見直しを進めるとのことでしたが、まず県として、現状認識について、どのような点で見直しが必要と考えているのか教えてください。

小山人事課長

ただいま福山委員から、指定管理者制度の見直しについての御質問を頂きました。

令和6年度の包括外部監査におきまして、県が施設の管理を指定管理者に委ね過ぎており、関わり方が消極に過ぎるとの厳しい御意見を頂いたほか、指定管理者の募集方法や情報交換、モニタリングや事務執行も含めた指導監督体制につきましても様々な御指摘を受

けているところでございまして、チェック体制など制度全体の運用の在り方につきまして、監査での指摘事項への対応のみならず、県としての主体的な検証に基づいた見直しが求められているものと認識しております。

また、制度導入から約20年が経過いたしましたして、施設ごとの指定管理者の固定化などについては、これまでも県議会からも御指摘を頂いているところでございまして、個別の施設の在り方についても競争性の確保はもとより、現状の管理運営が県民や時代のニーズに適応できているか、民間ノウハウをしっかりと活用できているかなどの様々な視点から抜本的な見直しが必要であると考えております。

こうした現状認識の下で、現在、制度運用と各施設の在り方について一体的見直しを鋭意、進めているところでございまして、今後9月頃の見直し方針の取りまとめに向け、引き続き、関係部局連携の下でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

福山博史委員

県としての現状認識についてはよく分かりました。

競争性の確保に向け、応募者の資格条件の一部緩和を図るとのことですが、その内容と狙いについても、もう少し詳しく教えてください。

小山人事課長

ただいま、応募者の資格要件の一部緩和について御質問を頂きました。

県議会及び包括外部監査からの御指摘やこれまでの検証結果も踏まえまして、令和7年度の指定管理者の公募手続に当たりましては、応募者の資格要件について、県外企業が県内企業と共同して応募する場合においては、これまでは県内企業が主たる役割を担うべきこととしてきた要件について撤廃することとさせていただいております。

従来どおり、応募者の資格要件としては、県内に主たる事務所を置く法人等を原則としつつ、県内企業の育成にも配慮を行いながら、競争性の確保やノウハウを有する県外企業等の参入促進による、これまでの在り方にとらわれることない施設の価値、県民サービスの向上を図ってまいることとしております。

なお、指定管理施設につきましては、文化スポーツ施設や公園、防災・福祉施設など、多種多様な施設が含まれておりますので、引き続き各指定管理施設の公募に当たりましては、個々の施設の特性に応じた最適な応募要件についても十分な検討を行うこととしたいと考えております。

福山博史委員

それでは最後に、今後どのように検討を進め、見直し結果を取りまとめていくのかについても教えてください。

小山人事課長

今後のスケジュールについての御質問を頂きました。

令和7年度におきましては、これまで新体制スタート後、直ちに各所管部局における指定管理者制度見直しの検討に着手いたしまして、5月13日に開催いたしました指定管理者

制度見直し検討会議におきましては、制度運用の見直し、マニュアル改定に係る検討状況や個別施設の在り方を見直しの検討状況、その他今年度の公募手続に向けた各種個別検討課題などについて、部局間の情報共有と議論を行ったところでございます。

今後につきましては、その結果も踏まえた更なる検討を各部局において進めまして、また、引き続き、他県における優良事例などの検証も行い、必要に応じて検討会議を複数回開催するなど部局間の連携を図りながら、9月頃をめどに制度運用と全個別施設の見直し方針について一体的な取りまとめを行う予定としております。

あわせて、チェック体制の強化に向けまして、専門家を含めた第三者組織の設置を検討することとしておりまして、見直し方針の取りまとめ結果につきましては、なるべく早い時期に、改めて本委員会にも御報告させていただきたいと考えております。

福山博史委員

引き続き関係部局連携の下、指定管理者制度の見直しを進め、県行政改革と県民生活の向上、県有施設の魅力、価値向上にスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

次に、先ほど県都魅力度アップ推進ワーキンググループの開催について、知事戦略局長から御報告がありましたが、本年度、知事戦略公室から知事戦略局へ改組されたことから、改めて、県都のまちづくりにおける知事戦略局の役割と総務委員会で答弁できる範囲について教えてください。

高木知事戦略局政策推進室長

ただいま福山委員より、県都のまちづくりにおける知事戦略局の役割と総務委員会で答弁できる範囲について御質問を頂きました。

知事戦略局の役割といたしまして、各部局の枠組みを超えました総合調整を担っておりまして、県都のまちづくりに関しましては、各部局に関連する大きな構想であることから昨年度と同様、各部局がそれぞれ行うハード、ソフト事業につきまして、その総合調整を知事戦略局で行うこととなっております。

具体的に申し上げますと、関係部局が複数にわたる県都魅力度アップ推進ワーキンググループの運営や徳島市との総合窓口を知事戦略局で担っておりまして、これに関係する質問につきましては、総務委員会で当局より御答弁させていただきたいと考えております。

一方、新ホール整備やアリーナ整備に関する事項は観光スポーツ文化部、鉄道高架事業などウォークアブルなまちづくりにつきましては県土整備部がそれぞれ所管しているところでございまして、昨年度同様、これらの所管の委員会において、各担当部局から御説明、御論議していただきたいと思いますと考えております。

福山博史委員

知事戦略局の役割については昨年度と同様に、部局間調整やワーキンググループの運営を担っていることについて、承知いたしました。

個別事業については、それぞれの委員会においてとのことなので、当総務委員会では報告のあったワーキンググループについて伺います。

まず、改めてワーキンググループの設置の目的とメンバーについて教えてください。

高木知事戦略局政策推進室長

ただいま福山委員より、ワーキンググループの設置の目的とメンバーについて御質問を頂きました。

県都のまちづくりを推進していくためには、都市計画の主体でございます徳島市との連携、協調が重要でありますことから、県都のまちづくりに向けましてハード、ソフト両面から議論するため、県市それぞれにおきまして県都のまちづくりに関わる各部署から成る県都魅力度アップ推進ワーキンググループを立ち上げまして、これまで計4回の会議を開催いたしまして徳島市との県市協調の下、県都のまちづくりについて議論を行ってきたところでございます。

メンバーにつきましては、先ほど局長からも御紹介がございましたとおり、副知事、副市長のほか、県市それぞれ新ホール整備、アリーナ、まちづくりの関係部局などの幹部職員が参加しておりまして、先日の第4回会議におきましては、徳島県から11名、徳島市から7名が出席いたしまして、アリーナの整備をはじめ四つの議題について議論をしたところでございます。

福山博史委員

今回の県市のワーキンググループでは、アリーナについて議題となっています。私は昨年の11月議会の代表質問においてアリーナについての質問を行い、これまで言ってきたようにスピード感を持って整備する必要があると考えています。

先ほどワーキングの概要について報告がありましたが、アリーナの二つの候補地について、どういった議論があったか、もう少し詳しく教えてください。

高木知事戦略局政策推進室長

ただいま福山委員から、ワーキンググループにおきましてアリーナの二つの候補地について、どういった議論があったのか御質問を頂きました。

県市のワーキンググループでの議論の状況についてですので、知事戦略局からお答えさせていただきます。

まず、候補地の一つである駅北エリアにつきまして、中心市街地に近いという地の利がある一方で、非常に稼働率が高い徳島市立体育館が建っている状況との現状が示され、徳島市としては、まだまだ利用可能な施設であり、アリーナ整備には先行して代替施設の移転整備が必要であることから、用地選定や設計、施工まで6年は掛かる見込みであるとの御説明がございました。

また、そこから解体や埋蔵文化財調査などの手続が必要となるため、県市において着工まで最速で8年程度の時間を要することを確認したところでございます。

次に、徳島東工業高校跡地につきましては、約3分の2が市有地であります、建物等が無くスピード感において優位性がある場所であることが、県市において共有されたところです。

いずれの候補地におきましても、徳島市が所有する土地や建物が有り、徳島市の協力が

必要となりますが、徳島市からは市にとって非常に有益な施設であることから、どちらの候補地で進めることとなっても、できる限り協力したいとの見解が示されたところでございます。

福山博史委員

アリーナの整備については観光スポーツ文化部の所管であることは承知していますが、ワーキンググループでの議論でもあったように、いずれの候補地にしても徳島市の協力は必要であります。

アリーナ整備をはじめ県都のまちづくりを進めていくには、徳島市との連携と関係部局間の連携が重要となってきます。

県庁全体を俯瞰する知事戦略局が正に潤滑油となって、しっかりと連携しながらスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、先ほど14件の事故について専決の報告がありましたが、非常に多いという印象を受けました。昨年度の報告件数と比べても多いのではないかと、今回これだけの報告件数になった理由について、教えていただきたいと思います。

千崎管財課長

ただいま福山委員から、今回事故の専決の報告が多くなった理由について御質問を頂きました。

昨年度の報告は年間で9件であったことから、委員がおっしゃるように今回の報告14件は非常に多い数字であると受け止めております。

その内訳について申し上げますと、令和5年度に発生した事故が4件、令和6年度に発生した事故が10件となっております。

具体的な事故の内容につきましては、先ほど部長から御報告させていただきましたが、その大半がドアの開閉時における隣に駐車中の車への接触やバック時における衝突など、注意すれば防げたものとなっております。

事故発生後は速やかに警察に届け出るとともに、相手方との示談交渉を進めてきたところであり、この度14件の示談が成立となったところでございます。

福山博史委員

内容を聞きますと、ドアの開閉時やバック時の事故など、ちょっとした不注意によるものが多く、課長お話しのとおり気を付けていれば十分防げる事故ではないかと思えます。

今回の損害賠償金の支払は貴重な県予算からの支出であり、県民の皆様の税金であることを考えると、県有車両の事故ゼロを目指して、これまで以上の対策を行う必要があると考えますが、今後どのような対策を取っていくのか教えてください。

千崎管財課長

ただいま福山委員から、県有車両の事故ゼロを目指して、今後どのような対策を行っていくのかとの御質問を頂きました。

県有車両による事故は、人的・物的被害の発生はもとより、県行政への信頼を損なうも

のであると認識しております。公用車の事故防止につきましては、これまで機会あるごとに周知徹底を図るとともに、各所属の安全運転管理者に対する研修、当該管理者を通じた所属職員に対する交通規範の徹底、全職員を対象としたeラーニングによる交通安全研修などを実施しているところでございます。

また、事故を起こした職員に対しましては、運転免許センターでの適性検査の受検、所属内安全運転研修の実施などにより、事故の再発防止を図っているところでございます。

さらに、ここ数年バック時の事故が多いことから、車両更新時にはバックモニターの設置を進めており、令和7年5月末現在、万代庁舎の共用自動車におきましては、約6割の車両に設置が完了しているところであり、順次全ての県有車両に設置してまいります。

加えて、この度の事案を受け、各部局の主管課で構成する主管課副課長会議におきまして、上司からの出張時の声掛けや事故を起こした職員への個別面談の実施の徹底など、改めて各所属に要請したところでございます。

今後、新たに、例えば自動車教習所などの専門機関での実技講習など、より効果的な再発防止策について検討を進め、全庁を挙げて事故防止に取り組んでまいります。

福山博史委員

県有車両による事故は、被害に遭われた方に多大なる御迷惑を掛けるとともに、県の信用を失墜させることにもつながります。

県職員の皆さんには、模範となるよう安全運転を心掛けていただくとともに、効果的な事故防止策について是非とも考えていただき、しっかりと対応していただくようお願いいたします。

近藤諭委員

関連で質問させていただきますが、今回ドアの開閉時の事故が3件報告されていて、損害額が22万6,000円、34万5,000円、6万2,300円と。ドアパンチという事故だと思うのですが、普通、ドアパンチの事故で34万5,000円とか22万6,000円の損害額というのは、多分、対物の修理費用プラス代車を高額なレンタカー費用とかで対応した部分まで費用が入っていると思います。修理工場とのレンタカー費用の打合せとか、工場代車を使ってもらうというふうな打合せは相手任せのような形で、こういう損害賠償を認定しているのでしょうか。

千崎管財課長

ただいま近藤委員から、損害賠償の認定について御質問を頂きました。

委員おっしゃるように、代車につきましては、向こうが必要とする代車の料金を、保険会社を通して全額、県で支払を行っている状況でございます。

近藤諭委員

非常に高額で気になったので、今後そういう修理金額の認定というのも、もう少し考えられて認定されていったほうが良いのかなと思いました。

眞貝浩司委員

お伺いさせていただきたいと思います。

今、政府が、米国関税措置を受けた緊急対応パッケージの一環といたしまして、予備費使用の閣議決定を行ったと思うのですが、これはこういったものなののでしょうか。

平島地域連携課長

ただいま眞貝委員から、国の予備費使用について御質問を頂きました。

4月25日に開催された米国の関税措置に関する総合対策本部におきまして、米国の関税措置が我が国の産業、経済、そして世界経済に大きな影響を及ぼしかねない中、事業者や国民から不安の声が上がっていることを踏まえ、相談体制の整備や資金繰りの支援など、5本柱から成る米国関税措置を受けた緊急対応パッケージが決定されたところでございます。

その緊急対応パッケージでは、足元の物価高に対応する観点から、暑くなる夏への対応として、電力使用量が増加する7月から9月の3か月間について、電気、ガス料金支援を実施することとしており、これを踏まえまして、電気・ガス料金負担軽減支援事業に必要な経費として2,881億円、地域の実情に応じた生活者や事業者支援に必要な経費として1,000億円が令和7年度一般会計予備費の使用として、5月27日に閣議決定されたところでございます。

眞貝浩司委員

地域の実情に応じた生活者や事業者支援で1,000億円と、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）として地方に配分されるということらしいのですが、こういった事業が対象になって、徳島県にはどれぐらいの金額を頂けるのか、教えていただけますか。

平島地域連携課長

ただいま眞貝委員から、重点支援地方交付金についての御質問を頂きました。

今回、追加配分される重点支援地方交付金の対象事業につきましては、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する事業が対象となっておりまして、5月27日に国から示された交付限度額は、県分といたしまして6.4億円、市町村分が合計で3.6億円となっております。

眞貝浩司委員

今回の県への配分額が6億4,000万円ということですが、昨年度の重点支援地方交付金の配分と活用事業について説明をお願いしますか。

布施企画総務部次長（財政課長事務取扱）

眞貝委員より、昨年度の重点支援地方交付金の予算現額と使った事業につきまして御質問を頂きました。

昨年度の国の総合経済対策につきましては、低所得者世帯に対する給付金や物価高騰の影響を受けました生活者や事業者への支援を行いますため、重点支援地方交付金といたしまして、1兆908億円が追加計上されたところでございまして、このうち本県にはおよそ38億円の交付限度額が示されたところでございました。

これを受けまして、昨年度本県におきましては、LPガス使用料金の減額による負担軽減、中小企業者に対する電気料金の高騰支援、生活困窮者支援団体やこども食堂運営団体の持続的な運営体制構築に向けました取組の支援、燃料や飼料の高騰により、経営環境が厳しい状況にある農林水産事業者の方々への支援、医療機関や社会福祉施設、児童等利用施設に対する物価高騰支援など、国の支援策を補完いたします県単独のきめ細やかな物価高対策を実施していたところでございます。

眞貝浩司委員

昨年と大きく金額が違うということになっているのですが、今回、国は予備費を活用して、7月から9月の電気・都市ガス料金の負担軽減策を講じるということなのですが、県も速やかに補正予算を編成していただいて、県民の負担を少しでも軽減していただけるように図るべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

布施企画総務部次長（財政課長事務取扱）

ただいま眞貝委員より、今回追加で参りました重点支援地方交付金につきましての御質問を頂きました。

今回の交付金につきましては、エネルギーや食料品価格等の高騰を受けました生活者や事業者に対しまして、地域の実情に応じ、きめ細やかな対策を実施するために追加交付されるものでございます。

本県といたしましても、県民生活の負担軽減を図るため、国の予備費の活用の趣旨なども踏まえながら、対応につきまして鋭意検討してまいりたいと考えております。

眞貝浩司委員

全国的な物価高騰は県民生活にも大きな影響を与えていると思います。県民生活を守るためにも、国からの交付金を最大限に活用していただいて、速やかに具体的な物価高騰対策を図るようにしていただきたい。こういうことは早期に実現できるようお願いしたいと思っております。

この質問は置かせていただいて、先ほど福山委員が聞いた専決の事故なのですが、見たら、東部農林水産局で、事故発生時が令和5年9月27日に2件起きているのです。これは別々の人がやっているわけですね、当然。

千崎管財課長

ただいま眞貝委員より、9月27日の事故について御質問を頂きました。

この事故につきましては、同一の事故でございまして……

（「三重衝突のことですか」と言う者あり）

そうですね。前に衝突した車がまた前の車に衝突して、被害者が2名となっておる事故

でございます。

眞貝浩司委員

これは一つの事故なのですね。これを相手車両が2台あるので二つに分けているということなのですね。分かりました。

また、東部農林水産局からもう一つ出ているのですが、令和6年5月29日、これは事故をした人は同じ人ではないですね。

千崎管財課長

別の方です。

眞貝浩司委員

気になったのは、東部農林水産局から三つ出ていたもので、同じ人が重複しているようなことがあったら、その人は運転にまず向いていないのだろうなど。うちも知り合いの中で、常に事故する方とか、コツコツと小さな違反をして、免停になっていくような人とかもいるのですよ。そういうことがあったら、多分運転に向いていないのだろうなと思うところがあったので、その確認をさせてもらっただけです。

達田良子委員

今回、たくさん資料を頂きまして、今日初めて頂いた資料がほとんどですので、これに基づいてお尋ねします。

徳島県職員人材育成・確保基本方針というのを頂いたのですが、この中でメンタルヘルスの問題、それからハラスメントのない職場づくりということで書かれているのですが、これが書かれているということは、深刻な事態もあるのではないかと思うのですが、精神疾患等により長期病気休暇をされている方、休職されている方の状態というのは今、分かるのでしょうか。

小山人事課長

ただいま達田委員から、精神疾患により長期病気休暇、休職をしている職員の状況について御質問を頂きました。

令和6年度の状況でございますが、長期病気休暇、休職者につきましては125名でございまして、うち精神疾患によるものは90名となっております。

達田良子委員

ここに書かれております職場復帰前の試し出勤というのは、どのようなものですか。

山名職員厚生課長

達田委員より、試し出勤につきまして御質問を頂きました。

長期の病気休暇や休職に至る職員が増加している状況を受けまして、精神系疾患による長期病休・休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るため、平成18年度から試し出勤制度

を導入いたしております。

試し出勤の対象者は現在、精神系疾患、身体疾患による連続30日以上病気休暇中又は病気休職中で、病状が安定し、試し出勤を希望する職員としております。

達田良子委員

長期病気休暇と休職の方と、日数でいえばどれだけ違うのですか。

小山人事課長

長期病気休暇というと30日以上病気休暇取得者のことを指しておりまして、休職に関しましては、確か180日だったと思うのですが、180日を超えたら休職に移るという制度になっていると思います。

達田良子委員

ということは、こういうメンタルヘルスに対しては、自分では治ったと思っても、またぶり返すとか、いろいろあると思うのです。だから、体調が外から見てはなかなか分からないのですよね。自分自身も頑張りが足りないのではないとか、そういうことで、なかなか完全に治していくということが非常に難しい状態にあるのではないと思うのです。

それで、早期に発見するというか、この方は御病気なのではないかということを見えるような体制をとることがすごく大事だと思うのですが、その次に書いてあるハラスメントのない職場づくりと非常に大きく関連していると思うのです。職場でいろいろなこと、つらいこと、嫌なことがあって、そして段々と精神的に追い込まれていく、そして休まなければならないっていうことになっていくと思うのです。

ハラスメントのない職場づくりということで取り組んでいく、大事なことなのですが、今、相談員を配置するとともに、メール相談窓口の設置によって相談体制の充実を図りますと書いていますが、既にこれをやられているのでしょうか。やられているとしたら年間どれぐらい相談があるのでしょうか。

小山人事課長

ただいま達田委員から、ハラスメントの相談体制についての御質問を頂きました。

ハラスメントの相談体制につきましては、既に、平成11年6月に相談窓口を設置しまして、令和7年4月1日現在までの相談件数としては、累計で87件になっております。

ちなみに令和6年度につきましては、7件の相談が寄せられたところでございます。

達田良子委員

ということは、少し増えたということですか。メールの相談ばかりなのか、直接相談するのか、どういう状況なのでしょう。

直接相談したのが何件とか、そういうのは分かるのですか。

小山人事課長

87件としては、平成11年6月からの累計になっておりまして、このうちメールによる相

談は27件となってございます。ちなみに、相談件数は令和6年度が7件でございまして、その前が、令和5年度が6件ということで、大体ここ数年は6件から7件ぐらいの幅で推移しております。

達田良子委員

ハラスメントのない職場づくりというので、先ほども、この前の委員会で、一般事業所の御相談が400件余りということで議論があったのですが、県庁というのは一般の企業から見て非常に働きやすい職場だと思われているわけなのです。ところが、そこでハラスメントもあるし、それからメンタルヘルスで困っている方もおられる状態だということなのですよね。

これをなくしていくための職場づくりで、ハラスメントの防止等に関する要綱がありますが、適切に対応しますというのですが、これはどの職場の誰が一番責任を持つのでしょうか。職場ごとに責任者は決めていると思うのですが、どなたが責任を持って対応されるのでしょうか。

小山人事課長

ハラスメントの対応に関する責任者でございしますが、職員のハラスメントの防止等に関する要綱を設置しておりまして、そこは所属長の責務として明記されておりますので、各所属の所属長が責任者ということになるかと思えます。

達田良子委員

自ら相談することは、簡単なようですが、非常に難しい面もあると思うのです。例えば女性であつたら、男性の方には相談しにくいというのがあると思えますし、男性でも自分が頑張っていないからこういうふうになるのだと、自尊心がすごく強い方も多いと思うので、なかなか相談しにくいということがあると思うのです。

ですから、本当に相談しやすい体制というか、もちろんつくるのですが、ハラスメントというのはこういうことで、誰でもいつでも相談できるのですという周知といいますか、職員の皆さんが、何かあつたらすぐ相談できるのだという意識を持つことがすごく大事だと思うのです。自分は頑張っていないからこうなるのだとか、自分の責任ではなくて、やはり相談もできるし、解決に向かっていけるという希望がある職場に是非していただきたいと思えますので、更に検討も重ね、改善していただけたらと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それともう1点、先ほどもお話がございましたが、指定管理者制度の見直しについてお尋ねいたします。

この検討状況の中で、競争性確保等に向けということで、県外企業が県内企業と共同して応募する場合においては、県内の企業が主たる役割を担うこととしてきた要件を撤廃とあります。つまり、共同して行う場合に、県外の企業が主たる役割を担う、それで良いのだと。県内企業が主たる役割を担う場合もあるだろうし、県外の企業が主たる役割を担うということもあり得ると思うのです。

ですから、この要件を撤廃した理由と、メリットもあればデメリットもあるのではない

かと思うのですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

小山人事課長

指定管理者制度の見直しとして、この度、競争性の確保に向けて地域要件の緩和を行うこととさせていただいたところでございます。

これまで県内企業を、共同事業体として参画する場合も、県内企業が主たる役割を担うとしてきた要件については緩和させていただきまして、県外企業が主たる役割を担う場合も可能とさせていただいたものでございますが、これまでの要件によりまして、包括外部監査や県議会の御論議の中でも、指定管理者が固定化しているといった話であるとか、競争性が担保、確保されていないのではないかとといった御論議も頂いたところでございますので、この度、県内企業の育成にも当然配慮する必要がございますので、県内企業を原則としつつ、県外企業のみでの参画を認めようとしているものではございません。

飽くまでも共同事業体として参画する場合に、県外企業のノウハウやこれまでにないような視点での施設の価値向上の確保、そういった点にも配慮できるのではないかとということで、この度の制度運用面での見直しを考えたところでございます。

達田良子委員

これまで、いろいろな事業に関しましては、県内の企業優先ということを県も言ってきましたし、私たちも県内企業を優先してくださいとずっと主張してきたのです。それからいいますと、大きな転換ですので、大きな理由があるのだと思うのですが、実は、令和6年度包括外部監査の結果を頂いていますが、いろいろな問題があるのです。

ですから、この方針というのは外部監査の様々な御意見によって、こういうふうに決められたのではないかと。非常に難しい問題でありますので、監査報告そのものを、そのままずばりと変えていったのではないかとと思うのです。

特に、この中で問題が提起されているのですが、監査を通じて県は公の施設の管理を指定管理者に委ね過ぎており、県の関わり方が消極に過ぎると感じられた。各施設所管課が実施するモニタリングは十分とはいえない。本来、県が指定管理者を監督指導する立場にありながら指定管理者に任せきりになり、十分な指導がなされていない施設、それ以上に、県と指定管理者との関係性が逆転し、指定管理者を放任しているといっても過言でない施設もあったと指摘されているのです。このような状況なのかと私は思いますが、今年度末更新の12施設の中に、ここに指摘されている施設はあるのですか。

小山人事課長

個々の施設の状況については、施設所管課で管理していますので、どの施設が外部監査で指摘する、指定管理者に管理を委ね過ぎている施設かというのは、ここで私からお答えすることはできないのですが、外部監査の指摘というの、広い意味におきましては、これまで約20年間制度運用してきた中で、個々の施設それぞれにおきまして十分なものができなかったというような厳しい御指摘だと受け止めております。

指摘を受けた施設はもとよりですが、全ての施設について県としても改めて見直しを行いまして、同じように外部監査を今回受けていない施設につきましても、改めてそれぞれ

の施設所管課においてチェックを行いまして、できていないところを改めていくような形での見直しを、今回考えているところでございます。

達田良子委員

県と指定管理者の関係性が逆転しているというようなことにつきましては、今ここで指定管理者制度の見直しということで出されていますが、わざわざこの制度を見直ししなくても、もう既にいろいろな方法で改善をされてこられたと思うのです。今、制度の見直しということで大きく出ているわけですが、見直しするまで改善できないのか、それとも既に改善できているのか、その点をお尋ねしておきたいと思います。

小山人事課長

この度の包括外部監査の指摘の中では、過去に指摘を受けたにもかかわらず、その部分を改善せずに今日まで至っている施設もあったという御指摘もございまして、改善できる部分につきましては、個々の施設管理者において改善していることとは考えておりますが、そういった一部指摘もございしますので、改めて全施設の在り方について見直しをしているところでございます。

達田良子委員

大掛かりな見直しも大事ですが、きちんと県が主体性を持って指導、監督すれば、改善できることも多いと思うのです。ですから、やはり十分な監督指導を成し得る体制、運営とかそういうのをきちんとやっていただきたいと申し上げたいと思います。

指定管理者制度の見直しが、こういうふうに見直しすれば、きちんとやっていけると期待しているかも分かりませんが、今までのようなずさんな取組であれば、改善されないと思うのです。

ですから、県として毅然とした態度を取っていただきたいと申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、先ほど御質問が出ました重点支援地方交付金ですが、今回出ている全ての予算案を見ましても、県民の暮らしを守る、支援するという立場の予算が見られないのですが、今後どういうふうに予算を付けていくのか、何か追加で出てくるのか、その点、予算付けについてお尋ねしたいと思います。

布施企画総務部次長（財政課長事務取扱）

ただいま、今回参りました追加の重点支援地方交付金につきまして御質問を頂いたところでございます。

先ほど、眞貝委員からの御質問でも御答弁いたしましたとおり、今回の交付金は、エネルギーや食料品の高騰を受けた、生活者の方や事業者の方に対しまして、地域の実情に応じて、きめ細やかな対策を実施するために追加交付されているものでございます。

本県といたしましても、県民の方々の生活の負担軽減を図るため、そういった国の趣旨も踏まえながら、対応につきましては鋭意検討してまいりたいと考えております。

達田良子委員

先ほどの委員会では、零細事業者への支援ということで賃上げ支援金とか、そういうお話が出たのですが、令和6年度の重点支援地方交付金の使い道ですが、推奨事業メニューの中には入っていないのです。

一つが事業者の支援としては、医療・介護・保育施設、学校施設等の支援、それから農林水産業における物価高騰対策、それから中小企業等に対するエネルギー価格の高騰対策支援、それから地方公共交通、物流、地域観光業等に対する支援ということで、事業者支援については、この四つの推奨メニューなので、事業者に対して賃上げ支援金をやりましょうというようなメニューはないわけなのです。

こういう中で、国が物価高騰対策とかいろいろなことで交付金を追加してくれるのであれば、そういう使い道が幅広く使える、いろいろなことに使えるという状況にしていきたいと思うのですが、令和7年度の分の見通しはどのようなのでしょうか。

布施企画総務部次長（財政課長事務取扱）

達田委員より、今年度の重点支援地方交付金の使い道の見通しといったことで御質問を頂いておりますが、こちらすみません、繰り返しになりますが、国からの交付金追加交付の趣旨といったものもしっかり踏まえながら、どういった使い方があるのか、県民生活の負担軽減を図るために、どういった使い方が有効かということを鋭意検討してまいりたいと考えております。

達田良子委員

既に令和7年度のメニューも国から出ていると思うのですが、是非とも県民の皆さんの暮らしを支える、また小さな事業者の経営を支えていく、そういう立場のメニューを出していただきたいと思います。そういう予算が出ることを期待して、終わりたいと思います。

立川了大委員

僕も指定管理のところで気になったので、達田委員も聞かれていましたけど、県外企業がうんぬんというところなのですが、結局5月13日に検討会議を設置したということで、1か月ぐらいの話ですよ。最終的に、9月にまず全体的な方針の取りまとめがあるということです。でしたら、この議論をスタートして初期のほうだと思うのですが、なぜ今の段階で競争性確保に向けた応募者資格要件の変更が出てきたのか、何か違和感があるのです。

うがった見方をすれば、県外企業が県内企業と共同して応募する場合においては、県内企業が主たる役割を担うという要件を撤廃ということは、県外の企業が取りにくるに当たって、ちょっとでも県内の企業がいたら取れると、そう見えるのです。それは見方によって、言葉の使い方とかでも変わらと思うのですが、教えていただきたいのは、今の時点でこれが要件変更になった具体的なケース、どこの場所でとか会社名とかはいいですが、一体どういうケースがあったから、こういうふうに変更しようということになったのか、教えられる範囲で教えてください。

小山人事課長

地域要件緩和について、立川委員から御質問を頂いております。

まず、最終的な見直しの取りまとめについては、9月頃を予定しているのですが、今年度の更新を予定している12施設分につきましては、例年でございましたら6月中に公募要件をある程度固めまして、7月から公募を開始するようなスケジュール感になってございます。その関係で9月に全体取りまとめをするのですが、先行して、この部分については見直しを行った上で、今年度末で更新期限が来る施設についての公募を検討するに当たって、そうしたマニュアル上の要件緩和を行ったところでございます。

特段、この施設がということではございません。全体的な見直しの中で、そうした県外要件の緩和を図ったところでございます。

立川了大委員

全体的な見直しでこういう判断をされたのであれば、何を根拠に、今の段階でここだけ変わっていくのですか。7月に募集があるのですよね。9月では駄目なのですか。全体を取りまとめて、こういうふうに変えますとなって、ここまで変えるのならいいかなという話になっていくなら分かるのですが、わざわざここだけ7月から変えていくのは、なぜそうするのかと、今の説明でも腑に落ちないのですが、僕の理解力が足りないのかも知れませんが、なぜここだけなのかなと。

メリットというか、良い方向に変わるからこうなっていくのだと思うのですが、なぜそういうふうにしたのか教えてください。

小山人事課長

今回、指定管理者制度の運用につきまして、外部監査から競争性が確保できているのか、あと、指定管理者が固定化しているのではないかとといった御指摘を受けているところでございまして、指定管理者の流動化といいますか、競争性を確保するためには新規参入を図っていく必要があるのではないかとこのところで、まずもって見直しを検討してきたところでございます。

なぜこのタイミングかというところですが、これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、今年度末で更新期限が切れるものが12施設あるのですが、これについては来年4月1日からも指定管理を行う必要がございまして、例年であれば11月議会に指定管理議案を提出して議決いただくような手続になっております。十分な公募期間を設けるということからも、例年であれば7月の早い段階では公募をかけていく必要がございまして、今回、先行しまして、この部分については要件緩和を図りまして、新たな多様な民間ノウハウを活用するといった観点から、こうした県外企業の参入を一部認めるような要件の見直しを行ったところでございます。

立川了大委員

分かりました。分かったようで分かっていない部分もあるのですが、いずれにせよ、今までが良くなかったのであれば、良くなるようにしっかりと検討していただいて、競争性の確保というところで、要件を変えたけど競争性の確保につながっていないのであればま

た変えればいいと思いますので、しっかりと放置せずに丁寧に一個一個積み上げていていただきたいと思います。よろしくお願いします。

庄野昌彦委員

言う予定ではなかったのですが、指定管理のことについて若干、私見も含めて申し上げておきたいと思います。

これが導入される時に、私が心配したのは、今まで県の外郭団体という呼び方をしていたと思うのですが、その方々は、若い方、22歳、23歳でそこに雇われたら大体60歳ぐらいまで正規雇用でずっと働いていました。それを、言わば労働者の首を切るというか、指定管理者制度になったら、雇われたら3年から5年ですよ。だから、指定管理者制度で県内の労働者が雇われて、3年か5年して、指定管理が継続できなかったらひょっとしたら首になるわけなのですよね。

今回も新たな12施設に、県外も含めてすると言っているのですが、心配するのは県内で働いている労働者が、現在の指定管理者制度の下で雇用されているわけです。例えば県外から指定管理を取ったとしたら、県外の労働者を連れてきて、そこで今現在働いておられる労働者は首になるわけです。

だから、そこらの新しく指定管理を、恒常化しているという理由も分からないこともないのですが、労働者という見地からすると、今までだったら、外郭団体だったら、正規雇用でずっと定年までいけたものを、わざわざ3年か5年で県が民間に、NPO法人等々に委託するということで、安定就労から不安定被雇用労働者を作るという制度で、当初この制度が導入されるに当たっては、私はそういう懸念があると反対したことがあるのです。

労働者を守る見地からしたら、この制度はおかしいのではないかということで、ずっと経過してきて、ずっとそこが参画して、継続してきたところもあると思います。

しかし、継続してきたおかげで、そこで働く方々はその雇用が守られてきたということも一つの視点なのです。だから、新しい業者を入れなければ、新しい発想も生まれないみたいなことも重要かもしれませんが、契約するときには、必ず前に働いておられた方々の雇用をどうするのかということを真剣に議論していただかないと、経営体が変わったから、そこで働いていた人はみんな全て首だと、新しいのを連れてくるということになれば、県内で一生懸命仕事をしていた方々が職を失うことにつながります。

こういうことは避けていかないといけないので、私は今日言うつもりはなかったのですが、そこらの視点が抜け落ちたら、指定管理者制度というのは、余り良い制度ではなくなります。

私は発足当初の議論を知っていますから。だからその時の、雇用をいかに守っていくのかという視点を忘れないように、この制度を改正しなければいけないという思いで、付託委員会でもいいかなと思ったのですが、言わせていただきました。一言頂けたら。

小山人事課長

ただいま庄野委員から、指定管理者制度の見直しに当たりまして、県内雇用の確保という観点での御質問を頂きました。

県外企業の参画を認めるわけではございますが、一定、県内企業の育成とか雇用の面に

も配慮することも踏まえまして、県外企業の参画を認めるのは県内企業と共同で応募する場合に限らせていただくという形で、一定の制約の下でノウハウを有する企業等の参画を認めさせていただくような形にしております。

もちろん、県内の雇用の確保という観点では今後、指定管理者がもし変わるということになるのであれば、そのあたりについては、所管課のほうでもよく御検討いただきたいと思います。思っているところでございます。

庄野昌彦委員

そこらの雇用の関係、そこらの視点を是非よろしくお願いします。終わります。

古野司委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で知事戦略局・企画総務部関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時44分）